

2026 年 4 月

ステート・ストリート・インベストメント・マネジメン トの議決権行使およびエンゲージメント活 動における利益相反に関するガイドライン

ステート・ストリート・コーポレーションは、特定し得る様々な利益相反に関する問題を取り扱う、利益相反に関する独立した方針およびその他の方針を有している。加えて、ステート・ストリート・コーポレーションの投資顧問部門であるステート・ストリート・インベストメント・マネジメント¹ は、主要な利益相反および利益相反を防止する仕組みの記録を維持している。当方針は、グループ内の各部門により採用されている、関連する方針や慣行と併せて機能するように考案されている。さらに、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントの議決権行使にかかる実務から生じ得る利益相反の取り扱いに対して、一定の指針を与えることで、それらの方針や慣行を補完する。

議決権行使およびエンゲージメントにかかる利益相反の取り扱い

ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは、発行企業とステート・ストリート・コーポレーション（STT）、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメント、関連会社、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントファンドおよびファンド関連会社間の関係から生じうる不要な影響を防止する各種方針と手順を有している。

ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントの議決権行使の判断はアセットスチュワードシップチームのメンバーに一任されている。同チームは営業、マーケティング、運用、あるいは顧客対応を行うチームなどの社内の他部門から独立している。議決権行使はグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則、環境及び社会に関するグローバル議決権行使およびエンゲージメントガイドライン、地域別の議決権行使およびエンゲージメントガイドラインとステート・ストリート・インベストメント・マネジメントによって必要に応じて発行されるガイドライン、およびガイダンス（以下議決権行使方針）に従って行われ、これらの内容はステート・ストリート・インベストメント・マネジメントのグローバル・フィデューシャリー・コンダクト・コミッティー（以下、「GFCC」）によって審査、監督を受ける。議決権行使方針に対するあらゆる変更は、エンゲージメントおよび議決権行使行動に対する潜在的な影響を把握するためアセットスチュワードシップ

チームの従業員に速やかに共有される。まれに特定の株主総会議案において議決権行使方針の範囲にない文脈が含まれており、ケースバイケースの分析が必要となる場合があるが、そうした議案はアセットスチュワードシップチームの責任者に上程される。議決権行使方針に沿った一貫した行使は、議決権行使方針が特定の主体や関係を参照することなく決定されているものであることから、潜在的な利益相反を軽減することにつながる。

同チームのメンバーは、ポートフォリオ・マネジャー、経営幹部、リレーションシップ・マネジャーを含む、他の STT もしくはステート・ストリート・インベストメント・マネジメント従業員と必要に応じて、議決権行使事項、企業のパフォーマンス、および戦略等に関する見解について協議する。しかし、最終的な行使判断は、議決権行使方針に従い、また顧客の資産価値最大化という視点から、リスクと機会に関する様々な観点を考慮の上で、全ての顧客の利益最大化に整合的な形でアセットスチュワードシップチームによって決断される。現地の慣習に従って投票を行う前に議決権行使判断の内容が開示される特定の法域を除き、アセットスチュワードシップチームの従業員は通常株主総会の開催以前にステート・ストリート・インベストメント・マネジメントの行使内容について開示されていることは禁止されている。またステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは通常、投資戦略²に関係なく議決権行使責任を有する全ての顧客口座のそれぞれの議決権に対して単一の行使判断を行うこととしている。

¹ 本ポリシーは、SSGA Funds Management, Inc.、State Street Global Advisors Trust Company、および State Street Corporation のその他の投資アドバイザー関連会社に適用される。

² この単一の行使判断方針に対する例外は以下の通り：(1) ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントが、合同運用ファンド内の投資家に議決権行使の選択肢（即ち、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメント議決権行使プログラム）を提供している場合、議決権行使プログラムへの参加を選択した投資家の保有する株式の割合に応じて投資家が選択した第三者の議決権行使方針に従って行使されるものとする。(2) ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントが運用者となる特定の合同運用ファンドにおいては、そのガバナンス規則に従って、第三者たる組織が作成した議決権行使ガイドラインを利用することがある。(3) ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントが保有する特定の証券に関する議決権行使権限が、規制監督またはその他の要件に応じて独立した第三者に委任されることがある。

潜在的な利益相反の種類	スチュワードシップ活動における利益相反	当社が採用する代表的な利益相反軽減プロトコル
ビジネス上の関係	例として、当社や関連会社がビジネス上の重要な関係を有する企業への投資を行っている場合に利益相反が発生し得る。	アセットスチュワードシップチームのメンバーに議決権行使ガイドラインを実施する責任を一任し、行使基準に従って議決権行使を行うことが第一の利益相反の軽減策である。さらに、透明性を確保するために議決権行使の判断根拠を記録している。 場合によっては追加的な軽減策が実施されることもある。例として、発行体/顧客とのブラックアウト期間などが含まれる。
株式投資	ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントが受託者となる顧客口座、及び/あるいはステート・ストリート・インベストメント・マネジメントのプールファンドが STT、あるいは SSGA ファンドマネジメントと関連する投資信託などの、その他のステート・ストリート・インベストメント・マネジメント関連会社の株式を保有している場合に、利益相反が発生し得る。	軽減策には、例として、STT やその他のステート・ストリート・インベストメント・マネジメント関連会社の株主総会における議決権行使判断を独立した外部の第三者に委託することが含まれる。
その他のビジネス上の利害関係	アセットスチュワードシップチームのメンバーや当社の重要な役職員が外部のビジネス上の利害関係を有する場合に利益相反が発生する。（例として、当社の投資先企業、あるいは投資先企業の同業他社において取締役になっている場合など）	ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは外部活動における指針を有しており、従業員は外部活動指針に該当する社外活動に従事する前にリクエストを申請して承認を得る必要がある。このリクエストは従業員の管理者とリスク管理部門（Conduct Risk Management Office）によってレビューされ、適用される方針と手順（グローバル腐敗防止方針や行動基準等）を遵守していることと、潜在的な利益相反の軽減を確認する 場合によっては追加的な軽減策が実施されることもある。例として、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントが従業員の外部ビジネスの利害関係により議決権行

		使に利益相反が生じると考える場合に、議決権行使のために独立した受託者を確保したり、ステート・ストリート・コーポレーションの社外取締役が対象企業の取締役を務めている状況では議決権行使判断を外部に委託する場合がある。
その他の個人的な利害関係	アセットスチュワードシップチームの従業員と血縁関係、あるいはその他の個人的な関係を有する者が、当社の投資先企業において雇用されている場合に利益相反が発生し得る。	個人的な利益相反に対する軽減策の手順はケースバイケースで実施されることがある。例として、どのように利益相反を回避するか、その軽減策を記した書面の提出が含まれる。そうした解決策は、例として、利益相反関係を有するアセットスチュワードシップチームのメンバーが関連する企業の議決権行使やエンゲージメント活動への関与を避けることや発行体/顧客との接触にブラックアウト期間を設ける場合がある。
証券貸借取引	当社は、あるポートフォリオで保有している証券を別の金融機関に対して貸付することがある。このことは、ポートフォリオで議決権行使を行うために貸株を回収するかどうかということについて利益相反が生じる場合があり、意図されていた証券貸付による利益に影響を及ぼす可能性がある。	貸出証券の回収、及び証券貸借取引に関連して生じ得るあらゆる利益相反に対する当社のアプローチは、アセットスチュワードシップチーム、証券貸借チーム、及び議決権行使事務グループによって共同管理される、議決権行使に対する貸出証券の回収手順に基づく。この利益相反軽減プロトコルは、体系的に貸株を回収するための事前定義された基準や関連するステークホルダーによる回収手順の定期的な見直し、及び回収行動と関連する貸出収入の放棄を関連する社内監督機関に報告することが含まれる。

ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントについて

ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは、過去 50 年近くにわたり、各国政府や機関投資家、ファイナンシャル・アドバイザーの皆様 に資産運用サービスを提供しています。リサーチ、分析および市場で実証された経験に基づく厳格でリスクを意識したアプローチにより、インデックスおよび ETF 運用のパイオニアとして常に投資の新しい世界を切り拓いてきました。5 兆ドル超[†]の運用資産、60 か国以上にわたる顧客基盤、そしてグローバルに有する戦略的パートナー・ネットワークを活かし、当社はその規模を活用して、包括的かつコスト効率に優れた投資ソリューションを提供し、投資家の皆さまが目指すゴールの実現を支援しています。

[†] この金額は 2025 年 12 月 31 日現在のものであり、1 兆 9,508 億米ドルの ETF の運用資産残高が含まれています。このうち、State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC (SSGA FD) が単独でマーケティング・エージェントを務める SPDR の商品に関する金の資産は約 1,730 億 2,000 万米ドルです。SSGA FD とステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは関連会社です。運用資産残高はすべて監査前のものであることに留意ください。

statestreet.com/investment-management

© 2026 State Street Corporation. All Rights Reserved.

8988939.1.1.APAC.INST Exp. Date: 31/03/2027